

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会

都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 秋 村 光 男

副 委 員 長 長 谷 川 章 悦

1 開催日 平成29年9月13日（水曜日）

2 開催場所 第2委員会室

3 審査案件

議案第152号 字の区域及び名称の変更について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川覚	都市整備部参事	石郷昭規
都市整備部長	大楡寛之	都市整備部参事	岡山幸司
都市整備部理事	八戸認	水道部参事	伊藤三千雄
水道部長	相馬政人	都市政策課長	佐々木浩文
交通部長	多田弘仁	水道部総務課長	一戸隆雄
交通部理事	赤坂寛	交通部管理課長	今国弘
都市整備部次長	長井道隆	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主事	高木渉
---------	------	---------	-----

○秋村光男委員長 ただいまから都市建設常任委員会を開会いたします。

なお欠席及び遅刻の届けはありません。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 152 号「字の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 152 号「字の区域及び名称の変更について」御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

初めに、提案理由であります。本市では、平成 14 年度から進めている石江土地区画整理事業におきまして、既に造成等の工事が完了し、来年度には事業の最終段階である換地処分を行うこととしており、現在、鋭意業務を行っているところであります。

本案件につきましては、この換地処分の手続にあわせまして、区画整理の施行区域において従来の字の区域及び名称の変更を行うため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき提案するものであります。

実施区域の概要についてですが、現在の字名である大字石江字高間、大字新城字平岡、大字新城字福田及び大字新田字忍の各一部であり、面積は約 45.7 ヘクタール、土地の筆数は約 1200 筆となっております。

当該区域につきましては、道路や区画が新しく整備されたものの、現状、事業施行に伴い土地が移動する以前の地番をそのまま用いているため、整序されていない状況となっております。

これらの状況を改善するため、施行区域内の換地処分において街区ごとに一定の基準に従い土地番号を整理し、あわせて町界及び町名を変更することにより、地区住民の日常生活の利便性を向上させることとしております。なお、新町名案につきましては「石江」を、町割りは石江一丁目から石江五丁目を予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、平成 29 年 10 月、来月であります。換地計画について地権者への個別説明会を開催し、平成 30 年 3 月に換地計画の縦覧、その後、換地計画の認可申請をすることとなります。

町界及び町名変更の実施時期につきましては、土地区画整理事業の換地処分と同時期の平成 30 年 6 月末を予定しております。

以上、議案第 152 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)